

浜田市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 6 号

浜田市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

浜田市税に関する文書の様式を定める規則(平成 17 年浜田市規則第 57 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 通則の表 13 の項及び 14 の項を次のように改める。

13	還付通知書	法第 17 条
13 の 2	還付充当通知書	法第 17 条及び第 17 条の 2
14	還付金口座振込依頼書	法第 17 条

別表 1 通則の表 20 の項を削り、21 の項中「軽自動車納税証明書(継続検査用)」を「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」に改め、同項を同表 20 の項とし、同表中 22 の項を 21 の項とし、23 の項を 22 の項とし、24 の項を 23 の項とし、同表 25 の項中「固定資産税課税台帳登録事項証明書」を「固定資産課税台帳登録事項証明書」に改め、同項を同表 24 の項とし、同表 26 の項中「固定資産資産証明書」を「資産証明書」に改め、同項を同表 25 の項とし、同項の次に次のように加える。

26	固定資産評価証明書
26 の 2	固定資産公課証明書

別表 1 通則の表 27 の項中「無資産証明書」を「固定資産無資産証明書」に改める。

別表 2 賦課(3) 固定資産税の表 48 の項中「固定資産税名寄帳兼課税台帳」を「名寄帳兼(補充)課税台帳」に改め、同表 49 の項中「固定資産税の決定及び変更通知書」を「固定資産税更正決定通知書」に改める。

別表 2 賦課(4) 軽自動車税の表 69 の項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同表 76 の項中

「

原動機付自転車・小型特殊自動車廃車証明書

」を「

原動機付自転車・小型特殊自動車廃車申告受付書

」に

改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 23 日から施行する。